

# 移動等円滑化実績等報告(福祉タクシー)

福祉車両を保有する事業者は、毎年度3月31日時点の報告書を作成し5月31日までに提出する必要があります。  
様式は次ページのとおりです。また、報告対象は事業用車両(緑ナンバー又は黒ナンバー)のみとなります。

## 提出先

東京運輸支局	輸送部門	03-3458-9231 (内線1)
神奈川運輸支局	輸送部門	045-939-6801
埼玉運輸支局	輸送監査部門	048-624-1835 (内線3)
群馬運輸支局	企画輸送監査部門	027-263-4440 (内線1)
千葉運輸支局	輸送監査部門	043-242-7336 (内線2)
茨城運輸支局	輸送部門	029-247-5348 (内線1)
栃木運輸支局	企画輸送監査部門	028-658-7011
山梨運輸支局	企画輸送監査部門	055-261-0880

移動等円滑化実績等報告書（福祉タクシー車両）

（ 年度）

住 所  
事業者名  
代表者名（役職名及び氏名）

1. 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					
	計	車椅子対応車数	うち、ユニバーサルデザインタクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数						
年度末車両数						

2. 福祉タクシー車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる福祉タクシー車両	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)

前年度の計画からの変更内容

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第21号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
3. ユニバーサルデザインタクシーの台数の欄には、2の車両のうち、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）第4条第1項の規定に基づき、ユニバーサルデザインタクシーの認定を受けている車両の合計数を記入すること。
4. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
5. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。
6. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。